

前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。詳細はお問合せください。

【受給資格者】
特別障害者手当▽精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。
・受給資格者（請求者）が日本国内に住所を有しないとき。
・受給資格者（請求者）が、障害者支援施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）。
・受給資格者（請求者）が、病院または診療所に3か月を超えて入院したとき。

【経過的】福祉手当▽昭和61年4月1日において、従前の福祉手当を受給しており、特別障害者手当または障害基礎年金を受給できない方に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。
・受給資格者（請求者）が日本国内に住所を有しないとき。
・受給資格者（請求者）が、障害児入所施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）。

【経過的】福祉手当▽昭和61年4月1日において、従前の福祉手当を受給しており、特別障害者手当または障害基礎年金を受給できない方に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。
・受給資格者（請求者）が日本国内に住所を有しないとき。
・受給資格者（請求者）が、障害児入所施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）。

工事のお知らせ

町道幌岡西2線は、道路工事のため次の期間片側交互通行となります。

所▽幌岡
期間▽11月18日（水）まで
時間▽終日



問役場施設課土木地籍係 ☎(574) 22215

・受給資格者（請求者）が、障がいを事由とする年金等を受けることができるとき。

【手当額】（令和8年4月）
特別障害者手当▽月額30,450円
障害児福祉手当、（経過的）福祉手当▽月額16,560円
問役場福祉課福祉介護係 ☎(574) 2214

日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告
皆さまのご協力により、たくさんのお金を寄せいただき、令和7年度受付の総額は、52万3,500円となりました。なお、お預かりした社資は、全額を日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。

社資は、自然災害などにおける災害救護活動、国際活動のほか、医療活動や看護師の養成、救護法講習会の普及などに役立てられます。皆さまからのご厚志に心から感謝申し上げます。

問日本赤十字社豊頃町分区分（役場福祉課福祉介護係） ☎(574) 2214

更生医療を受ける予定の方

更生医療の受診にあたって、事前の手続きや確認が必要となる場合があります。受診を予定されている方は、あらかじめ福祉介護係へご相談ください。

問役場福祉課福祉介護係 ☎(574) 2214

4月20日（月）～30日（木）春の全道火災予防運動

【統一標語】
「急ぐ日も 足止め火止め 準備よし」
大切な命を守るため、次の住宅防火対策をしましょう。また、火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。

- 《4つの習慣》
▽寝タバコは絶対しない、させない。
▽ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
▽こんろを使う時は火のそばを離れない。
▽コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。
《6つの対策》
▽火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
▽火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
▽火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火製品を使用する。
▽火災は小さいうちに消すために、消火器具等を設置し、使い方を確認しておく。
▽お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
▽防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

問豊頃消防署 ☎(574) 23310

広報とよころ

▽福祉▽その他

役場だより

とちち生活あんしんセンター生活・仕事相談会

日常生活や仕事など、心配ごとや悩みごとの相談をお受けします。

日▽4月7日（火）12時30分～14時20分
所▽える夢館2階交流室C（豊頃町茂岩本町166番地）

対▽さまざまな理由から、生活・仕事にお困りの方（秘密厳守 相談料無料）
申込締切▽4月6日（月）まで
※事前の申し込みが必要です。

問問とちち生活あんしんセンター
☎0155（66）7112
FAX 0155（66）7113
✉ aushin@tokachi18.hokkaido.jp

その他

有害鳥獣の捕獲を実施します

農作物や樹木等に被害を与えている有害鳥獣の被害軽減を図るため、猟友会の協力により有害鳥獣の捕獲を実施します。

対象鳥獣▽エゾシカ、キツネ、タヌキ、ライグマ、カラス、ハト
捕獲期間▽4月1日（水）～9月30日（水）
※エゾシカは、可猟開始前日まで（10月下旬）

捕獲方法▽銃器・わな
区 域▽町内一円（保護区等を除く）

住宅用火災警報器の設置について

住宅用火災警報器を設置し、適切に維持管理しましょう

ご自宅に住宅用火災警報器（以下、住警器）は設置されていますか？
住警器は、火災発生時に煙や熱を感じし早期に火災の発生を知らせてくれることで、火災による被害を減少させてくれます。住警器については、以下の点に留意し、維持管理を行いましょ。



・点検…半年に1回は住警器のボタンを押ししたり、ひもを引いたりして電池切れや故障の有無を確認しましょう。

※捕獲実施に際し、やむを得ず農地等の私有地に猟友会の捕獲車両が進入することがありますが、ご協力をお願いいたします。

ヒグマに注意！

これからの時期は、ヒグマが冬眠から覚めて活動を始めるため、山菜採りなどで入林した際に遭遇する可能性があります。ヒグマを目撃した場合は、役場産業課まで連絡してください。

【注意事項】

☆音を出しながら行動、作業をしましょう。（鈴、ラジオ等）
☆朝夕の薄暗い時には行動しないようにしましょう。
☆ヒグマのフンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。
問役場産業課林政係 ☎(574) 2217



住宅警報器についての情報は こちらもご覧ください。



【住宅用火災警報器相談会】

住警器についてのご相談をお受けいたします。お気軽にお越しください。
日▽令和8年4月20日（月）
時▽10時～14時
所▽コミュニティスペースえんがわ（セイコーマート豊頃役場前店）
問▽豊頃消防署 ☎(574) 23310

自衛官等募集事務の対象者情報からの除外申請の受付

町では、法令に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集対象者に関する必要な情報を自衛隊に提供しています。自衛隊への個人情報提供を望まない方は、申請していただくことにより、提供する情報から除外されます。
問豊頃町に住民登録がある日本人のうち、令和8年度中に18歳または22歳になる方